

生活支援サービス利用契約書

株式会社 ケアフレンド（以下「甲」という）と_____様（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である建物「ホスピタウン梅島」（サービス付き高齢者向け住宅）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

1 基本サービス

① 状況把握（安否確認）

- ・1日2回（朝・夕）居室に住宅スタッフが伺い安否の確認を致します。
- ・各居室に設置しています、「生活異変センサー」により24時間の生活を見守ります。
- ・入浴日のバイタルサイン、体調確認、食事量の把握、排泄状況の把握をして健康管理のサポートをします。
- ・必要に応じて医療機関に連絡相談対応します。
- ・ゴミ回収日には、入居者様のご希望に合わせて回収に伺います。

② 生活相談

- ・日常生活を送る中で、お困りの事、介護度が重くなった場合などのご不安等について住宅スタッフがご相談をお受けします。

③ 緊急時対応

- ・日中（9：00～17：00）は、各居室内及びトイレ内に設置してあるナースコールを押していただければ、事務室及び住宅スタッフの携帯するPHSにて対応し、必要に応じて駆けつけます。
夜間（17：00～翌9：00）は、入居者様からの緊急コールを同一法人の訪問介護事業所「ヘルパーステーションかるがも」のスタッフが受信し、住宅スタッフに連絡します。必要に応じて住宅スタッフが駆けつけ対応します。
- ・24時間の緊急時の対応及び安全確認（緊急通報装置の利用を含む。）
突発的な事故、体調の急変などの場合に駆けつけ、必要な措置を講じるとともに、状況により協力医療機関及びご家族への連絡・調整を行います。

④ フロントサービス

- ・来訪者の対応をします。
- ・郵便物、宅配便を預かり居室までお届けします。

- ・入居者様からご依頼を受けた、郵便物・宅配便の手続きを代わりに行います。
- ・鍵の開閉が困難な場合の開閉サービスをします。
- ・お身体の状況等で、ご本人様又はご家族様からのご依頼にて協議の上、必要時鍵をお預かりすることも可能です。
- ・ご不安な場合は、鍵を事務室にてお預かりします。

⑤ 日常支援サービス

- ・毎食時の食堂への移動をお手伝いします。
- ・住宅内での移動（浴室へ、洗濯室へ等）をお手伝いします。
- ・食堂での配膳・下膳をお手伝いします。
- ・内服薬の管理をします。
- ・各居室の電球交換等のご要望に対応します。
- ・週1回、シーツ交換をします。

⑥ 買い物代行サービス

- ・週1回、入居者様のご要望の買い物を代行いたします。

⑦ アクティビティサービス

- ・入居者様に意向の確認を行い、内容に応じた講師及び場所の提供を行います。

⑧ 自治会の事務局運営の補助

- ・住宅の入居者様によって自発的に組織されるものでありますが、その事務局運営のサポートを行います。

2 選択サービス

① 食事サービス

【費用】	1日あたり 1,430 円 (3食)	月額 42,900 円 (税込)
朝食	7:30~9:30	1食あたり 410 円
昼食	11:30~13:30	1食あたり 510 円
夕食	16:45~18:45	1食あたり 510 円

各入居者様からの、ご注文・キャンセル等の調整を行います。なお、食事サービスのうち食事の提供については、別途申込書が必要です。

② 外出の付き添い、送迎

【費用】	30分 1,100 円 (税込)
買物や外出・通院の送迎等に付き添います。(交通費は実費負担)	

3 前項の基本サービス及び選択サービスは住宅スタッフにより提供します。

第3条 (サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供実績を、翌月15日頃に請求書を発行し、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応等）の料金は、月額 32,100 円（税込）とし、1 か月に満たない期間のサービス料金については、1 か月を 30 日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議のうえで、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項及び第2項の料金について、甲は請求書に前月の明細を付して毎月 15 日頃に乙に請求します。甲はその集金をみずほファクター株式会社に委託し、同社は乙の指定取扱金融機関に翌月 1 日までに、口座引き落としを代行します。乙は、その支払委託方式により甲へ支払うものとしします。
- 2 乙が月途中で本契約を解除した場合、1 か月を 30 日として日割計算の方法により甲が精算します。
- 3 甲は、乙から料金の支払を受けた時には、乙に領収書を発行します。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から 3 年とします。ただし、事由の如何を問わず「ホスピタウン梅島」（東京都足立区梅島一丁目 6 番 2 号）における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の 30 日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は 3 年とします。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合には、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について 1 か月の予告期間をおくこと。
 - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を 3 か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお指定期日以内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例130号）を遵守します。

第11条（緊急時の対応）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合または必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。ただし、甲に故意過失がなかった場合この限りではありません。

第13条（相談・苦情対応）

甲は、窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

【連絡先】

ホスピタウン梅島	相談受付係
	受付時間：9：00～17：00

第14条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が、負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。

- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 乙は、第1項に規定する丙に支障が生じたときは、直ちに甲にその旨を届け出るとともに、甲の承認を得て新たに連帯保証人を定めるものとします。
- 6 丙は、住所・連絡先等を変更したときには、速やかにその旨を届けるものとします。

第16条（本契約に定めのない事柄）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上定めます。

第17条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「ホスピタウン梅島」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

(事業者) 甲 住所 東京都足立区梅島一丁目13番17号
名称 株式会社ケアフレンド
代表取締役 門脇 宣世 印

(入居者) 乙 住所 _____
氏名 _____ 印

法定代理人
又は
署名代行者 住所 _____
氏名 _____ 印

乙との関係 _____

署名代行の理由_____

(連帯保証人) 丙

住 所_____

氏 名_____ 印

乙との関係_____

極度額 1,000,000円

(

(